

やさしさの連鎖会議開催運営等要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、誰もが自分らしく暮らし自己実現を目指せる地域づくりを目指し、人々の意識や社会環境のバリアを取り除き、誰もが社会参加できる環境を創出することを理念として、7つのレガシー形成に向けて取組を推進している「かわさきパラムーブメント」の根幹である障害の社会モデルの考え方、心のバリアフリーを多くの市民に理解浸透させ、行動変容を促すことのできる新たな取組のアイデア創出を目的とするやさしさの連鎖会議（以下「会議」という。）の運営に関し、必要な基本事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 市長は、前条の趣旨を遂行するため、次の各号に掲げる事項について、会議の委員の意見を求めるもののほか、市民への普及啓発及びその他必要と認める事項について、会議の委員と連携し推進するものとする。

- (1) かわさきパラムーブメントのレガシーである「心理的バリアが解消されたまち～心のバリアフリー～」実現に向けたアイデアに関すること
- (2) かわさきパラムーブメント全般に関すること

(委員)

第3条 会議の委員は、第1条の趣旨を遂行するための知見を有する者に就任を依頼する。

(会議の運営)

第4条 会議は、市民文化局パラムーブメント推進担当部長（以下「部長」という。）が招集する。

- 2 会議は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

3 会議において、第2条の規定による目的を達成するため検討する事項は、委員相互の意見を尊重し、部長がこれを調整する。

(開催期間)

第5条 会議の開催期間は、令和6年6月3日から令和8年3月31日までの期間とし、必要に応じて開催することとする。

(庶務)

第6条 会議の庶務は、市民文化局パラムーブメント推進担当において処理する。

附 則

この要綱は、令和6年6月3日から施行し、令和8年3月31日をもって廃止する。